

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

案要綱

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）附則

第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成十八年八月三十日とすること。